

アウグストゥスの婚姻法

——罰則規定の解釈をめぐる一考察——

鈴木 里奈

はじめに

1. 婚姻法の罰則規定
2. Wallace-Hadrill 説の検討
3. 遺産相続における独身者・子なしについて
4. 罰則規定の機能

おわりに

はじめに

カエサル暗殺から 20 年余りを経てようやく政権の安定を得たアウグストゥスは、前 19 年に東方遠征からローマへと帰還した。この後、社会秩序の混乱を收拾するべく、政治の重心は内政へと向けられ、「倫理立法」と総称される諸法が次々と制定された¹。これら諸法のうち、施行当時の反発がとりわけ大きく、そして後世への影響も大きかったのは婚姻に関する法であった。

前 18 年、アウグストゥスは護民官職権により諸身分の婚姻に関するユリウス法 (*lex Iulia de maritandis ordinibus*) を制定した²。ユリウス法はその規定において、一定の年齢の市民男女に結婚と出産を義務付けた。そして、法に従って結婚・出産をする者には子供の数に応じて詳細に定められた特權を与え、法に従わない独身者・子なしには罰則を課した。しかし過度の厳格さが市民の反発を招き、この法はあまり実効性を伴わなかつたとされている³。その後実効性を高めるべく数々の譲歩がなされ⁴、後 9 年、ユリウス法を修正して特權を拡充し罰則規定を変更緩和する形で、パピウス・ポッパエウス法 (*lex Papia Poppaea* 以下、パピウス法) がアウグストゥスの指導の下に⁵、当時のコンスルたちによって制定された⁶。これらの婚姻に関する法律を歴史学の研究者は「アウグストゥスの婚姻法」と呼んでいる⁷。

詩人ホラティウスは、アウグストゥスの寵臣マエケナスをパトロンと仰ぐサークルの一員であった。アウグストゥスが前 17 年に世紀祭を催したときに、ホラティウスはローマ市民を代表して『世紀祭贊歌 (Carmen Saeculare)』をよんだ。その中に次のような箇所がある。

女神よ、子孫を産め、そして、女性との結婚と婚姻法——新たな子孫の多産のための——に関する父たちの決議を成功へと導け。110 年後に再び音楽と見世物が、三度の明るい昼と喜ばしい夜にわたり繰り返し行われるように⁸。

婚姻法制定に際しアウグストゥスが何を意図したかについて、これまで数多くの議論が様々な視点からなされてきた。詩人ホラティウスがうたっているように、婚姻法が第

一に結婚・出産の奨励によるローマ市民の人口増加を目的として掲げたことは明らかであるが、近年は「人口増加奨励」を別の目的を達成するための名目的なスローガンに過ぎないとする研究者が多い⁹。これらの研究者は婚姻法の目的を、皇帝権力の基盤強化¹⁰、道徳的規範¹¹、身分秩序の再編、世代間の財継承の円滑化などに求めている。同時代、後世の史料の証言から婚姻法が人口増をもたらさなかつたことは確かであり¹²、その点では人口増加とは別のところに婚姻法の意図を求めるに一定の説得力はある。

他方、婚姻法の意図を論じる先行研究の中で、法に強制力を持たせるための手段である罰則規定は十分な考察対象とされてこなかった。アウグストゥスの婚姻法は、実効性を持たせるために様々な特権と罰則の規定を備えていたが、婚姻法が市民たちの激しい抵抗にあい譲歩を余儀なくされた中で、特権は拡充され、罰則は緩和されるか、または一部が撤廃された。そのような状況にあって、遺産相続に関する罰則規定は撤廃されることなく、また失効することもなく後の時代まで有効であり続けた¹³。これはアウグストゥスが、譲ることのできない部分として、政策の根幹としてこの規定を重視したからであると考えられる。また、史料に残る市民たちの激しい反発は、婚姻法の厳しい規定とそれによって適用される罰則規定に向けられたものであった。その反発のほどは、法の施行後も、市民たちは様々な手段を用いて規制の網をくぐり抜け、罰則規定の適用を拒んだことからも窺われる。本論では、今まであまり触れられてこなかった婚姻法の罰則規定と、罰則の対象となつた遺産相続をめぐって当時の市民たちが現実にいかなる行動をとっていたのかを検討することにより、罰則規定が当時の市民社会に対してどのように影響力を与えたのかについて考察する。婚姻法に実効性を持たせるために定められた賞罰に関する諸規定の中で重要性の高い罰則規定について考察することは、婚姻法制定の意図を読み解く上でも意味があろう。

ここで考察の対象とする市民とは、ローマの上層市民に限定される。たとえば婚姻法における特権に関する規定の多くが、ある程度の財を有している者や公職の選挙に出る者でなければ意味がない規定であった。婚姻法は、市民全体にというよりは政治参加をするローマの上層に向けられた法律であったと考えられる。

最後に本論の構成について述べる。第一章では婚姻法が法規定の実行手段としていかなる罰則規定を用いたのか、そして罰則は何に対して向けられたものであったか、法史料から分析する。第二章では先行研究の罰則規定の解釈について検討し、続く第三章では罰則が対象とした遺産相続の実態について検討する。そして最後に、第四章では罰則対象者の社会的位置付けから罰則規定が果たした役割について考察する。

1. 婚姻法の罰則規定

紀元後2世紀の法学者ガイウスは、婚姻法の罰則規定について次のような引用を残している。

独身者もまたユリウス法によって相続財産と遺贈を受け取ることを禁じられている。
同様に *orbi* 即ち子供 (*liberi*) を持たない者を、…法が… (以下欠落)¹⁴

ユリウス法によって相続財産と遺贈を受け取ることを禁じられている独身者も、以前は信託遺贈を受け取ることができると考えられていた。同様に、子供（liberi）を持たないという理由でパピウス法により遺贈と相続財産の半分を失う子なし（orbi）は、以前は信託遺贈を全額受け取ることができると考えられていた。…（以下略）¹⁵

ガイウスによるユリウス法とパピウス法の引用からは次のことが確認される。ユリウス法は、結婚をしない独身者に対する罰則として¹⁶、相続財産と遺贈を受け取る権利を剥奪した¹⁷。そしてパピウス法では、子なしの者が相続財産と遺贈を受け取る権利を半分に制限されている¹⁸。

このようにアウグストゥスは独身者と子なしに対して制裁を課したのであるが、彼らに遺産相続が許される場合がいくつか存在した。6親等以内の親族・姻族から相続財産または遺贈を受け取る場合¹⁹、夫と死別・離別後一定期間内の女性が受け取る場合²⁰、そして子供を持っているのと同等の権利（ius liberorum）を皇帝から与えられた場合などは規定が適用されず例外とされた²¹。したがって、罰則からの免除を明示された諸条件を除外すると、アウグストゥスの法が遺産相続を制限したのは、一般に親族・姻族の境界線の外側から独身者や子なしへと遺産相続が為される場合に限られていたことになる。

さてローマにおける遺産相続には、遺言がある場合と無い場合の二つが存在した。無遺言で被相続人が死亡したとき、または遺言が条件を満たさず無効となったときには、無遺言相続の慣習通り家族内で均分相続が行われた²²。無遺言で相続が行われたときには家族の外部への遺産相続は起り得ないため、アウグストゥスの法が関与したのは遺言による遺産相続のみであったと言える。

以上から、アウグストゥスが制限を加えた対象は、遺言相続により非親族へと流出した相続財産と遺贈のうち、独身者と子なしを受け取っていた財に限定される。

法史料の検討から、アウグストゥスは親族と非親族とを明確に区別し、非親族間で行われる遺産相続を独身者と子なしに限って制限したことが明らかになった。そこで、次章からは罰則規定の対象となった遺産相続形態の社会的位置付けについて考察する。

2. Wallace-Hadrill 説の検討

アウグストゥスの婚姻法が遺産相続に干渉する方法をとったことに着目して婚姻法の立法意図を読み解くことを試みた先行研究に、Wallace-Hadrill の論文がある²³。

Wallace-Hadrill は、①婚姻法の罰則規定が介入した遺言による非親族間での遺産相続の社会的機能、②非親族間での遺産相続における独身者と子なしの位置、③罰則規定の意図について、次のように論じた。

①罰則規定が作用した非親族間の遺産相続は、パトロヌスや「友人（amicus）」を遺言中に指名することにより、クリエンスや「友人」としての義務を果たす行為であり²⁴、共和政的な伝統であるクリエンテラ、アミキティアの文脈で説明される²⁵。②そこで、アウグストゥスが制裁を加えた子なしについてクリエンテラやアミキティアのシステム

における位置付けを検討すると、彼らは経済的にも政治的にも有利な立場であった。子供が無く、遺言によって財産の大部分を自由に処分できる者は、より多くの遺産と引き換えに、より多くの政治的および経済的な奉仕を受けることができ、有利であった。^③ それゆえ子なしに有利な相続形態を通じて形成されるネットワークを、遺言による遺産相続を制限することによって断ち切り、子なしに政治的・経済的有利を享受させないように、アウグストゥスの意図はあった。世代間の財継承を円滑にし、婚姻法が対象とする上層市民の世襲財産を守るという機能が罰則規定に見込まれた。

Wallace-Hadrill は罰則規定を相続の諸規定の一部として考えている。彼の説は婚姻法の背後にあった遺産相続の習慣に着目した点で従来とは異なっており、その点では評価できる。しかし、次のような問題点を含んでいる。^① 遺言による遺産相続においては、相続人としての指名と遺産受取人としての指名があり、それぞれ意味合いが異なった。しかし、その点についての配慮がなされておらず、その結果、非親族間で行われた遺産相続が果たした社会的機能についての議論が不十分である。^② Wallace-Hadrill は、遺産を非親族に配ることに関して子なししか有利であったとするが、^①での議論が不十分なためここでも財の流れが図式的に単純化されて説明されている。^③ 婚姻法の規定は遺産の受け取り手としての独身者と子なしを罰しているが、そこから遺産の配り手としての子なしの有利さを解消する意図があったとするのには、論理に飛躍がある。

以下、次章では Wallace-Hadrill の説に修正を加えながら論を進めることにする。

3. 遺産相続における独身者・子なしについて

ここではアウグストゥスの婚姻法において罰則規定の対象となった遺産相続の実態について分析する。まず第一節では、婚姻法が介入した、遺言によって行われる非親族間での遺産相続がどのようなものであったか、そしてそれがローマ社会で持ちえた意義について検討する。続く第二節では、第一節で示される遺産相続において独身者・子なしが有利となる状況があったかどうか、検討する。

(1) 非親族間の遺産相続とその意義

非親族間での遺産相続は、遺言によってのみ生じ得た。そこでまず、なぜアウグストゥスの干渉は遺言による遺産相続に限定されたのか、それにはどんな意義があったのかを考察するために、当時のローマ社会において遺言が果たした役割について述べる。そして、そのような役割を持つ遺言を介して行われる、非親族間での遺産相続がローマ社会で持ちえた意義について検討する。

① 「遺言の役割」

ローマ人たちの間には遺言の内容への強い興味関心が存在した²⁶。遺言は存命中であれば公表し難かったであろう真実を語ると見なされたため、重みをもって受け止められたからである²⁷。ローマ人は通常遺言の中で一人ないし数人の相続人と多数の遺産受取人を指名し²⁸、また同時に解放する奴隸の名前を挙げた。その際に指名すべき人物の選択は愛情や友情、恩義などに基づいてなされたため、遺言中でそれらの項目に指名されることは名誉を伴った。逆に遺言は気に入らない者を非難するという手段にもなり得た。

当然指名されるべき人に対して故意に指名するのを避けたり、名指しで遺産相続からの排除を宣言したり、激しいものでは遺言中で罵倒することまであったという。これらの行為全ては公然たる非難に等しく、遺言中で非難された者は場合によって政治的打撃をも受けることとなつた²⁹。それほどまでに遺言の文言は大きな影響力を持っていました。

相続人には家内相続人をはじめ通常遺言者と非常に近く重要な者たちが指名され、数少ない相続人に指名されることは非常に名誉なこととされた。遺産受取人は譲り受けの金額においても名誉においても相続人より劣るが、それでも指名されることは名誉であった。一人の遺言者によって遺産受取人は数多く指名され、知りあい程度まで含まれることもしばしばであった³⁰。

では遺言人は何のために遺産を多くの人々に分配したのであろうか。セネカは次の文章を残している。

われわれが、まさに人生の終わりに立ち至るとき、遺言を作成することになったとき、自分たちには何ともたらさないであろう恩恵を、分かち与えないであろうか？誰にどれだけ与えようかと、どれほどの時を費やし、どれほど長いこと自問することか！…しかし、利害関係が取り除かれ、眼前にただ徳のみがある時ほど、われわれが注意深く与え、判断に懸命に取り組むことはない。期待と恐れ、そして最も怠惰な悪徳である快楽によって義務が歪められる限り、われわれは義務に対して悪しき判定人である。…われわれが最も純粋な気持ちで取り扱うのは、自分たちに関係のない人以外にない。しかし神にかけて、われわれが次のように考えるとき、大きな喜びがわれわれに近寄ってくる。「この人を私はもっと裕福にしてやろう。そして、彼の財産を増やすことによって、彼の地位に何か新しい光を注ぎ込んでやろう」。返礼を受けるのでなければ恩恵を施さないのならば、無遺言で死ぬべきである！³¹

ここでは遺言者との関係が薄い者に対する遺産の分与が一般的に行われていたことを前提に、遺言によって人に財産を残す「喜び」について述べられている。それは友人や知人などを遺言で指名し彼らに名誉をもたらすという行為に付随する「喜び」であつて、遺言者が生きている間に抱くものであった。この「喜び」は、適切に指名を行うことで義務を果たし、遺言者は当然受けるべき感謝の中に身を置くことができたからこそ、発生する。死後のためだけでなく、生きている遺言者本人のためにもまた遺言は作成されたのである。そのためには次の二つの条件を満たす必要があった。

一つには、遺言を有効に機能させるために現実の変化に応じて度々書き換える必要があった。家内相続人の誕生や養子縁組、除籍、死亡などに対応しない遺言は無効となつたからである³²。遺言が無効となれば遺言を残さず死亡したのと同じであり、それは「遺言を残さず死ぬこと」を怖れるローマ人にとって避けるべき事態であった³³。また、ローマ人は若い時期から遺言を作成していたので³⁴、その後彼らが生き続けたなら以前作成した遺言は現実の状況に対応できないものになってしまったであろう。適切な人選で指名を行うためにも遺言の書き換えは必要であった。

そして二つ目の条件として、作成した遺言の効果の中に生前から身を置くために、遺言人の死亡以前から遺言の内容が公表されていなければならなかつた。極端な例になる

が、『サテュリコン』の登場人物の裕福な解放奴隸トリマルキオは多くの人々が居合わせた饗宴の席で遺言を朗読し、彼の遺言で恩恵を受ける奴隸たちは涙を流して感動する³⁵。この後、奴隸たちは主人からの恩恵に答えるべくより一層主人に尽くしたであろう。また別の例として、マルティアリスが次のような風刺詩を残している。「ナエウイアが喘ぎ、苦しい咳をし、しばしば君の胸につばを吐くからといって、ビテュニクスよ、お前は既に目的を達したと思っているのか？ 君は間違っている。ナエウイアはお前を騙しているのだ、彼女は死なない」³⁶。ナエウイアは遺産狙いであるビテュニクスを騙し、遺産が分け与えられるという期待を彼に持たせて、遺産狙いの追従を巧みに利用するだけ利用して、自分に有利な環境を作ったと考えられている³⁷。これらの例が一般的であったとは考えられないが、作品の言説は当時の人々の共通認識を踏まえていると考えられるから、現実と全く乖離していたわけではないだろう。したがってこれらの例から、遺言で指名するという約束は人と人とのつながりを強固にしたり円滑にしたりする効果があったと考えられる。また、遺言の書き換えによって、遺言者は自分を取り巻く環境を操作することができたとも考えられる。そして度重なる書き換えは、約束を絶対のものとせず、好ましい関係が持続しなかった場合には指名を取り消す可能性を含意したため、脅しの効果を生んだ。これによつて遺言者は約束に見合うだけの奉仕を生きている間に期待することができたのである。

②「非親族間での遺産相続」

有効な遺言が存在しないとき、死亡した家長の父権の下にあつた者たちは家内相続人として遺産を均分相続した。遺言を作成するにあたつても無遺言相続のルールを無視することは許されず、家内相続人に何も残さない場合には明確な言及が必要とされ、言及なく家内相続人を排除する遺言は法的に無効となつた³⁸。そのような制限にも拘わらず、共和制末期には、遺言人が個人的理由によって法定相続人を不当に排除して他の者を相続人に指名する、不倫遺言がしばしば執行されたが³⁹、子供を相続人から排除するという行為は周囲から非難の対象となつたこと⁴⁰、また世襲財産の横領が激しく非難されたことから⁴¹、世襲財産の重要な部分を子供に与えることが一般的であると見なされていたと考えられよう。

しかしながら世代間の財継承を困難にする人口的な要因、社会的な要因が存在した。人口的要因については次のものが挙げられる。子供が遺産を受け取り可能な年齢に達する以前に死亡する父親が少なくなかつたこと⁴²、そして乳幼児を含め子供の死亡率が非常に高かつたこと⁴³、医学や衛生学の未発達による不妊の多さなど⁴⁴。そして社会的要因としては上層市民の間で頻繁に繰り返された離婚・再婚があつた。そのために上層市民の家族関係は複雑な構造を形作つており⁴⁵、子供の相続人としての立場は不安定であつた。この不安定さを補うためには、信頼できる友人や近親などを子供の後見人に指名したり、共同相続人の一人に指名する必要があつた⁴⁶。子供の次に法定相続人として考えられるのは配偶者と親族であろう。配偶者が子供のためにも重要であつたのに対し、親族の重要性はあまり大きくなかった。婚姻法は6親等までの相続と遺贈を無条件で認めていたが、実際には3親等を越える親族間の相続はスキャンダラスな例外としてしか伝わっていない⁴⁷。遠い親族よりも、非親族である友人や解放奴隸が優先的に遺言で指名

を受けたのである。

家内相続人の有無にかかわらず、非親族への財の流れは常に存在した。前 40 年に制定されたファルキディウス法が遺贈を遺産全体の 4 分の 3 に留めることを命じたこと、また兵糧と退役報償金に充てるために、上層市民が近親の枠の外で行う相続財産と遺贈を対象に、後 6 年にアウグストゥスが 5% 税を導入したこと⁴⁸、その税制がその後 2 世紀の間国庫の財源として存続したことからも、家族の外部での遺産相続はかなりの規模で行われていたと見て間違いない。

非親族として遺言中に名を連ねていた人々は「友人」と解放奴隸に大別される。ここで言うところの「友人」とは非常に広い範囲の人々を指す⁴⁹。親しい友のほか上司や部下に当たる人物、医者や教師などの雇われ人、知り合いでなくとも著名な人物や帝政期になると皇帝までを含む⁵⁰。必ずしも遺言者と近しい関係にある必要はなく、遺言者が生前の自身の立場と遺言者の死後残される子供などの立場を有利なものとするために、指名するに値する人々が非親族の「友人」として遺言中に指名された。また解放奴隸に対する指名は、主人への奉仕に対するねぎらいや主人が死した後の生活を保証する恩給として、または墓や残された家族の守りなど主人の死後の奉仕を求めてなされることが多かった⁵¹。「友人」や解放奴隸のうち相続人として指名された者は遺言者と非常に親しくかつ信頼されていた者に限られた⁵²。彼らは遺言者の名前を受け継ぐこともあつたし、子供の後見人などの負担を背負うこともあつた。分け与えられた財産と比べて負担の方が大きな場合もあつたが、信頼された数少ない相続人に選ばれることは大変大きな名誉であった。そしてより一般的には、「友人」や解放奴隸は遺産受取人として名を連ねた。

「友人」を遺産受取人に指名し、遺贈する際には、遺贈そのものの金額や価値よりも遺言中に遺産受取人として指名されたという名誉が重要であった。具体的には、遺贈は主に現金または貴金属の形でなされたと考えられる⁵³。現金の場合は感謝の気持ちを金額で表すことができた。しかし遺贈は通常それほど大きな金額ではなく⁵⁴、遺贈するという行為自体に意味があった。そしてより一般的であったであろう貴金属による遺贈は、史料には重さが記されている場合が多いが、皿や彫像などに加工された物が贈られたと考えられる。指輪などが形見として遺贈されるという形をとることもあった。碑文に刻まれて今に伝えられる、属州エジプトの例を除いては唯一の遺言である後 108 年に作成されたルキウス・ダスミウス・トゥスクスの遺言によると⁵⁵、彼は一定量の金を 10~12 人の友人に贈っており(15 行目)、さらに別の人々に金または銀を贈っている(18 行目)。この碑文は欠損部分が多く、具体的な数字を明らかにしていないが、Champlin は前者を 3~5 ポンド、後者を 2 ポンドと推定している⁵⁶。ダスミウスの遺言は当時の習慣を反映しているであろうから、Champlin の推測が正しければ、この貴金属による遺贈という方法も金額的には大した額ではなかったと考えられる。しかし、社会的義務を果たすには十分であり、関係の深さの段階別に遺贈の内容を一律に扱いやすいという利点もあった⁵⁷。このように、遺言者は遺産受取人を指名するにあたって多くの人々を効率良く指名することが可能な方法を利用した。非親族への相続と遺贈は、主に社会的義務の履行や謝意の表明などのために行われていたのである。

非親族の間で行われていた相続と遺贈は、遺言者にとって「友人」や解放奴隸と生存

中の関係を引き継ぐものであり、遺言での指名は社会的な義務であった。その社会的義務を、遺言者は主に遺贈によって数多く果たした。このとき留意すべきことは、遺贈される品物や金額よりも、指名されることに伴う名誉が重要だったことである。あらかじめ遺言の内容が公表されることにより、遺言者は義務を果たすことを相手に約束し、生前から遺言者が指名した相手からの好意や奉仕を享受することができた。ローマ人たちは互いに遺言で遺産受取人に指名し指名されることによって、義務のネットワークを形成していたのである。

(2) 独身者・子なしの位置検討

子なしは、子を持つ親よりも多く流出させる遺産と引き換えに、より多く友人からの奉仕を受けることができ有利である、と Wallace-Hadrill は論じた。アウグストゥスは子なしの有利さを減ずるために、受け取り手としての子なしに制限を加えて財の流れを調整しようとしたという。贈り手としての有利さを解消するために子なしへの財の流れを制限するという点で、彼の説はその前提として、子なしへの遺産相続を金銭的な意味で捉えている上に、外部から流入した遺産を自らの遺産を配る際の資金源と見ていると考えられる。しかし前節で述べたように、非親族への遺産相続は遺贈という形をとるのが通常であって、その金額的なことよりも指名するという名誉が重視された性格を考慮すると単純に財の流れだけで考えることはできない。ここから Wallace-Hadrill の見解は推論の域を出ないとと言えよう。

相続や遺贈において重要なのは名誉であったので、その際に流入する金額はそれほど高額ではなく、遺産を贈る際の財源として大きな役割を担ったとは考え難い。また、上層市民であればその他の財源も多くあったであろうから、遺産贈与を抑制する目的で遺産取得に制限を加えたとするのはバランスを欠いた考えと言わねばならない。したがって、遺産を贈る場合と受け取る場合を切り離して別々に考えるべきである。そこで本節では、独身者と子なしが遺産を贈る側である場合と、逆に受け取る側である場合の両方から、前節で述べたネットワーク中の独身者と子なしの立場について検討する。

まず遺産の贈り手としての独身者と子なしの位置について述べる。前 40 年に制定されたファルキディウス法は第一位の相続人に全財産の 4 分の 1 以上を遺すように命じた。この法が規定したところによれば、子供を持つ親であっても、理論上は財産の 4 分の 3 を遺贈として非親族への遺産相続に充てることができたのである。このような法規定が存在することからも、家内相続人があつてさえ財産の相当な部分が非親族へと流出していたであろう状況が窺われる。このように非親族に多く遺産を遺すことは子なしに限定された行為ではなかった。したがって遺贈の贈り手として子なしがとりわけ有利であったとは考えられず、罰則規定に関する Wallace-Hadrill の仮説は否定されるべきである。

次に遺産の受け取り手としての独身者と子なしの位置について述べる。ここでは史料に記述のある、スラからアウグストゥスまでの時期の元老院議員についての実例をもとに考察する。史料の記述は大部分が元老院議員をはじめとするごく一部の上層市民に関する情報に限られるが、婚姻法の他の規定から見ても彼らが第一に対象とされていたと考えられることから⁵⁸、彼らを考察の対象とすることには十分な意味があろう。該当時期の元老院議員のうち、非親族からの相続財産または遺贈を受け取ったと史料に記述の

ある人物は 16 人であった。〔表〕は彼ら 16 人について子供の存在を調べたものである⁵⁹。非親族からの相続財産または遺贈を受け取ったと記録される 16 人の元老院議員のうち、子供が確認されたのは 10 人であった。そのうち、息子を持っていた者が 6 人、息子については確認できなかつたが娘を持っていた者が 3 人、詳細は確認できないが子供を持っていたことは確認される者が 1 人であった。子供の存在については、言及する史料がなければ存在を確認できないため、史料からは確認されないが実際は子供がいた場合が十分にあったと考えられる。したがって実際のところは、子を持つ親の数はもっと多かつたと考えられる。16 人の中で、家内相続人となるべき子供を持っていた者は最低でも 10 人、実際にはそれ以上であったであろう。少なくともこの結果からは、子を持つ親がなんら不自由なく非親族から遺産を受け取っていることが見受けられ、また子なしも遺産相続において特別な位置を占め有利であったと見て取ることもできない。

ここで検討した限りでは、独身者や子なしも有利な状況は、彼らが遺産を贈る側にしても受け取る側にしても、見受けられなかった。ゆえに彼らが遺産相続において特別な地位にあったと言うことはできない。

以上、本章では婚姻法の罰則規定が対象とした遺産相続のあり方と、独身者と子なしの位置付けについて分析してきた。その結果、第一節で検討したように、遺言を介して義務のネットワークが形成されていたことが確認された。しかし、そのネットワーク形成に際して重要であったのは相続財産や遺贈の金額よりも遺言での指名による名誉であった。一方、遺言を介して形成されたネットワークの中で、独身者や子なしも遺産の贈り手として、そして受け取り手として特別に有利な位置を占めていた状況は見えてこなかつた。したがって、罰則が規制する対象として、「遺言を介したネットワークの中で特別な存在」としての独身者と子なしを想定することはできない。罰則規定の機能と意図を読み取るためには、社会の中での独身者と子なしの位置付けを別の角度から見てみる必要がある。

4. 罰則規定の機能

罰則の対象となった独身者や子なしは、ローマ社会においていかなる存在であったのか。ここでは独身や子なしという状況の実態について、遺産相続の文脈から離れてあら

〔表〕 子供と遺産相続
(Sulla～Augustus 時代の元老院議員について)

元老院議員	
C. Antonius (pr. 44)	
M. Antonius (cos. 44)	●
P. Clodius Pulcher (aed. 56)	○
L. Cornelius Balbus (cos. suf. 40)	
L. Domitius Ahenobarbus (cos. 54)	●
L. Flavius (pr. 58)	
Q. Hortensius (pr. 45)	子
Q. Hortensius Hortulus (cos. 69)	●
C. Iulius Caesar (Augustus) (cos. suf. 43)	○
L. Licinius Lucullus (cos. 74)	●
Sex. Pedaecus (pr. 77)	
Cn. Pompeius Magnus (cos. 70)	●
M. Porcius Cato (pr. 54)	○
C. Trebonius (cos. suf. 45)	
M. Tullius Cicero (cos. 63)	●
C. Verres (pr. 74)	

● 直系の男子が確認される。

○ 少なくとも直系の女子は確認される
(男子については不明)。

子 子供は存在する (詳細不明)。

ためて見直してみたい。

独身をもたらす要因は上層市民のライフスタイルから必然的に生じた。上層市民の初婚年齢は女性が10代の後半から20歳の前半であったのに対し男性は20代の後半から30代の前半であり、男性は晩婚傾向にあった⁶⁰。したがって20代の若い上層市民の大部分が当たり前のように結婚していない状況があったといえる。その上、上層市民の間では離婚再婚が一般的であり、かつ頻繁に繰り返されていた。年齢層を問わずある程度の割合の者が独身の状態にあったと考えられる。そして子なしをもたらす要因として子供を産み子孫を残すことを困難にする要因も複数存在した。まず女性が若くして未熟な身体のまま妊娠出産することが多かったために、また医学や衛生学が未発達であったために、妊娠が失敗することや不妊に陥ることが稀ではなかった⁶¹。そして死亡率の高い社会にあっては、せっかく子供が産まれてもある程度大きくなる前に死亡してしまうケースがかなりの割合であつただろう。このような悪条件にも拘わらず、上層市民の間では世襲財産の細分化を怖れて人員制限が行われたため、人々は高い確率で男性の後継者を残すことに失敗した⁶²。子なしの地位は自ら選択した結果得たものではなく、やむにやまれず子供を持てない状況があつたのである。独身や子なしはローマの上層市民社会に深く根を下ろした問題であった。パピウス法成立時のコンスルが二人とも、子供を持っていないのみならず結婚もしていなかつたという事実は、事態の深刻さを伝えている⁶³。独身者や子なしはローマの上層市民のうち少なからぬ割合を占めた。ある時点で結婚し、子供を持っている者であつても、いつ何時独身や子なしの状態に陥るか分からぬ状況であった。婚姻法の罰則規定は実際に独身者と子なしである者たちよりも、より広範囲の人々に脅威を与えたと考えられる。

子なしは家系の断絶をもたらす悪として、「結婚は嫡出子を産み新たな市民をつくるための行為」であるという伝統的価値観からも義務を果たさぬものとして罰されるべきであった⁶⁴。独身は無条件に子なしをもたらす悪であり、放蕩のイメージからも道徳的に悪であった。彼らは以前から道徳的に非難の対象であったが、アウグストゥスが婚姻法を制定するまで彼らを法的に禁じる有効な手立ては存在しなかつた。

アウグストゥスは以前から道徳的に悪であるとされていた独身と子なしを抑制するために、結婚と出産を強制した。その際、親族間で行われる遺産相続の性格を利用したのである。遺産相続の性格を利用するにあたって、重点は罰則対象者から財の受け取りを阻止することよりも、むしろ遺産を受け取ることにより生じる名誉を奪うことについた。というのも、非親族への遺産相続に多かつた遺贈は動産の分与が主流であつて驚くほどに高価ではなかつたし、また遺産相続を行つて細分化した世襲財産は解放奴隸から吸い上げる財で回復されたと考えられるからである⁶⁵。遺言で指名される名誉は社会的な、そして時に政治的なネットワークを形成するに必要不可欠であった。その名誉を独身者からは完全に剥奪し、子なしには制限を加えることによって、名誉剥奪の脅威を社会全体に与えるという新たな方法によって、アウグストゥスは上層市民の結婚と出産の促進に効果を持たせようとしたのである。

以上から、独身者と子なしに対する罰則規定は、婚姻法全体の結婚と出産の奨励という文脈で捉える必要があると考えられる。そこで最後に、以前は法律で禁じられることができなかつた独身者と子なしを、アウグストゥスが敢えてこの時期に婚姻法によって罰し、

上層市民に結婚と出産を強制せねばならなかつた理由について考えることで、婚姻法の意図について論じる橋渡しとしたい。当時ローマでは家系の断絶がしばしば起り、古き名門家系が相次いで消えていった。平時でさえ世代交代に成功していたとは言えなかつたローマの元老院議員たちは、内乱の混乱後には追放や死亡によって数、力ともに疲弊した。しかしこの時期には、ローマの権力の所在は元老院を基盤とする以外には考えられなかつたため、アウグストゥスは権力を確立するとすぐに対策を講じるべく前18年に元老院改革に着手し、その規模と質を見直し権威回復に努めた⁶⁶。アウグストゥスの婚姻法も、同時期のこの政策と同じ流れに沿つたものであり、正しい結婚と出産を奨励することによって上層市民とりわけ元老院議員階級の家系断絶を阻止しようとしたと考えられる⁶⁷。結婚し子供を産み育てることを鼓舞し、後継者を確実に残す体制をつくることで、世代交代の度に支配層の家系が大幅に入れ替わることによる社会的な不安定さを解消しようとしたのであろう。この点から見れば、婚姻法が独身者と子なしに対して制裁を加えることによって成し遂げようとした意図として、近年の研究史が批判するところの人口の増加を挙げることは、ローマの上層市民の人口に限定して言えば、妥当であると思われる。世襲財産の細分化を怖れて人員制限を行う上層市民への対策として、アウグストゥスの婚姻法は結婚と出産を強制し、厳しい罰則を課したのである。

おわりに

以上、本論はアウグストゥスの婚姻法の罰則規定が果たした機能について、その規定の対象となった遺言による遺産相続の習慣と独身者や子なしという存在に光を当てながら考察してきた。最後に本論で述べてきた内容をまとめて結びにかえたい。

アウグストゥスが婚姻法の罰則規定で介入した、遺言によって行われる非親族間での遺産相続は、人的結合を形成し強固にするために、ローマの上層市民たちの間で盛んに行われていたものであった。ローマの社会では、人的結合の形成において、遺産相続の結果の持つ重要性も然ることながら、遺言者があらかじめ遺言の内容を公表したために遺言で指名されることに伴う名誉がとりわけ重要であった。度々遺言を書き換えることによって名誉を与える人物の取捨選択を行い、自己の立場を調整することによって、遺言を介したネットワークの中に生きている間から身を置くことができたのである。婚姻法の罰則規定は、こうした遺言をめぐる市民たちのメンタリティを利用して、遺産相続に介入するものであった。アウグストゥスの法は、社会的、政治的に不可欠なネットワークを形成するに必要な、遺言中で指名され遺産を受け取るという名誉を、独身者からは完全に奪い、子なしに対しては半分に制限した。その結果として、実際に罰則の対象とされた独身者と子無しのほかに、潜在的に独身や子無しに該当する可能性がある、より広範囲の人々に影響力を行使し、社会全体に名誉剥奪の脅威を与えるという以前になく厳しい手段を用いて、アウグストゥスは婚姻法の定めるところの結婚と出産をローマ上層市民に強制しようとしたのである。

《註釈》

¹ これらの法律はアウグストゥスの氏族名をとってユリウス諸法と呼ばれている。「選舉違反に関するユリウス法」「ユリウス奢侈法」「諸身分の婚姻に関するユリウス法」「姦通处罚に関するユリウス法」など。

² Dio 54.16; *Res Gestae* 6; Hor. *Carm. Saec.* 17-24; *EJ* 30. Prop. 2.7. を根拠に、前28年に最初の婚姻に関する法が存在したと主張する研究者もある。P. Joers, *Die Ehegesetze des Augustus*, Marburg, 1894, 4-28; V. Gardthausen, *Augustus und seine Zeit I. 2*, Leipzig, 1896, 897-906. Cf. E. Badian, 'A Phontom Marriage Law', *Philologus* 129 (1985), 82-98.

³ Suet. *Aug.* 34.

⁴ H. Last, 'The Social Policy of Augustus', in *Cambridge Ancient History 10*, Cambridge, 1934, 441-442.

⁵ 法が立案された時のコンスル（Marcus Papius Multilus と Quintus Poppeus Secundus）の名を取つてパピウス・ポッペエウス法と呼ばれる。

⁶ Dio 56.1-10; Suet. *Aug.* 34

⁷ アウグストゥスが制定した婚姻法に関して、実際は様々な法や法に準ずるもののが存在したと考えられるが、史料から確認されるのはユリウス法とパピウス法のみである。ユリウス法とパピウス法にしても法文自体は失われており、後の時代に法学者たちが記した注釈書に断片的な引用として伝わるのみである。「ユリウス法、パピウス法は…」という引用形式が多いため、両法の区別は明確でない場合が多く、また完全な全体像もつかめない。

婚姻法の規定全般については R. Astolfi, *La lex Iulia et Papia*, Padova, 1970; S. Tregiari, *Roman Marriage: iusti coniuges from the time of Cicero to the time of Ulpian*, New York, 1991, 60-80. などがまとめている。

⁸ Hor. *Carm. Saec.* 17-24.

⁹ 近年の研究のうち、主なものを以下に挙げる。L. F. Raditsa, 'Augustus' Legislation Concerning Marriage, Procreation, Love Affairs and Adultery', *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt*, II 13, Berlin, 1980, 278-339; K. Galinsky, 'Augustus' Legislation on Morals and Marriage', *Philologus* 125 (1981), 137-144; *Id.*, *Augustan Culture*, Princeton, 1996, 128-140; S. des Bouvrie, 'Augustus' Legislation on Morals: Which Morals and What Aims?', *Symbolae Osloenses* 59 (1984), 98-113; A. Wallace-Hadrill, 'Family and Inheritance in the Augustan Marriage Laws', *Proceedings of the Cambridge Philological Society* 27 (1981), 58-80. また人口増を意図したとする研究には P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 BC-AD 14*, Oxford, 1971, 565ff. などがある。

¹⁰ Raditsa, loc. cit.

¹¹ Galinsky, 'Augustus' Legislation', 137-144; *Id.*, *Augustan Culture*, 128-140.

¹² Last, 425-464 は人口増の効果を過信しているが、諸研究者はこれを批判している。

¹³ 相続という用語は多義的で定義するのが難しいが、ここでは相続の語を包括承継の意味に限定する。そして、遺言相続や無遺言相続とその結果行われる相続と遺贈などをも内包する、より広い意味での「相続」に、ここでは遺産相続の語をあてる。

¹⁴ Gai. 2. 111. Caelibes quoque, qui lege Iulia hereditatem legataque capere uetantur; item orbi, id est qui liberos non habent quos lex (... 69 uersus, exceptis frustulis paucis, legi neq.).

¹⁵ Gai. 2. 286. Caelibes quoque, qui per legem Iuliam hereditates legataque capere prohibentur, olim fideicomissa uidebantur capere posse 286 a. Item orbi qui, per legem Papiam, ob quod liberos non habebant, dimidias partes hereditatum legatorumque perdunt, olim solida fideicomissa uidebatur capere posse.

¹⁶ アウグストゥスは適法とされる結婚を規定で定めている。結婚のユリウス法は出生自由人には

卑しい職業の女との結婚を禁じた (Tit. Ulp. 13.2)。そして元老院議員とその子孫に解放奴隸や卑しい職業の女との結婚を禁じた (D. 23.2.44)。規定に違反した結婚は法的に認められないため、独身であると見なされた。Cf. Tit. Ulp. 16.2.

¹⁷ 相続は包括承継の一場合であるとされ、あらゆる権利義務の承継である。相続財産とはそうした形で繼承される財産を指す。これに対し遺贈は、ひとしくある者の死亡によって生ずる取得ではあるが各個の物の取得であり、包括承継人（主たる相続人）の負担において特定の物を相続人以外の者に供与する終意処分である。船田享『ローマ法 第4巻』岩波書店、1971年、252、393～421頁参照。

¹⁸ 子なし (orbi) とは、男性は自らの父権下に子供 (liberi) が 1 人もないこと、女性は子供を産んでいないか、産んだ子供が 1 人も生存していない状態のことである (D. 50.16.148-149; 50.16.220.2)。また孫や養子の取り扱いについては J. F. Gardner, *Family and familia in Roman law and life*, Oxford, 1998, 44ff. を参照のこと。

¹⁹ イトコの子供のみ 7 親等でも許された。Fra. Vat. 216-217 (S. Riccobono, *Acta Divi Augusti*, Roma, 1945, 186-187).

²⁰ Tit. Ulp. 14. ユリウス法は死別後 1 年、離婚後 6 ヶ月を、バビウス法は死別後 2 年、離婚後 1 年半を猶予期間として定めた。

²¹ Tit. Ulp. 16.1a. は夫婦間の遺産相続の際に財産の全てを受け取ることができる場合を列挙しているが、その中には生存している 1 人以上の子供がある場合や夫婦が互いに 6 親等内の親族である場合とともに、皇帝から *ius liberorum* を与えられた場合が含まれている。独身者・子なしに対する罰則免除規定に関して *ius liberorum* が与えられた場合を示す箇所は残っていないが、当然有効であったと考えられる。

²² 船田、前掲書、249-257 参照。

²³ Wallace-Hadrill, loc. cit.

²⁴ *Oxford Latin Dictionary* で “amicus” の項を引くと、3 番目の意味に ‘a friend of public life, partisan, supporter.’ とある。本文中の「友人」とは公的な生活における友人 (amicus) であって政治的繋がりを想定することができる。

²⁵ 「クリエンテラ」とは相互に義務を負う制度外の人間関係であって、保護者 (patronus) と庇護民 (cliens) の間のさまざまなかたちの関係である。「アミキティア」は字義どおり訳せば「友人関係」となるが、現代の歴史家が使う概念としては互いに義務を伴う政治やその他の諸関係であった。国家間の関係も、個人同士の関係にも用いる。Cf. P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic*, Oxford, 1988, 351ff.

²⁶ 古代の作家たちの著作に見られる他人の遺言への強い関心や、風刺詩が遺産狙いへの皮肉を度々題材にしていることから確認される。例えば Plin. Ep. 7.24, 8.18; Mart. 1.10, 2.26, 5.39. など。また Kelly の試算によると、ローマ市民の間で起った訴訟のうち 60～70% が遺産相続の問題を扱っている。M. Kelly, *Studies in the Civil Judicature of the Roman Republic*, Oxford, 1976, 71-92. その社会的説明については B. W. Frier, *The Rise of the Roman Jurists*, Princeton, 1985, 37-38.

²⁷ E. Champlin, *Final Judgements: Duty and Emotion in Roman Wills, 200BC-AD250*, Berkeley, 1991, 8-11.

²⁸ 相続人とは相続をする者のこと、遺産受取人とは遺贈を受け取る者ることを指す。相続と遺贈の違いについては註 17 を参照のこと。

²⁹ Champlin, op. cit., 11ff.

³⁰ Champlin, op. cit., 142ff.

³¹ Sen. *Ben.* 4.11.4-6.

³² R. P. Saller, 'Roman Heirship Strategies in Principle and in Practice', in D. I. Kertzer and R. P. Saller (eds.), *The Family in Italy from Antiquity to the Present*, New Haven, 1991, 26-27; 船田、前掲書、301 ~302 頁。

³³ 遺言の習慣はごく一部の「持てる者」のみの習慣であるとして、習慣の普及に疑念を示した Daube に対する反論の中で、上層市民の間で遺言作成は習慣となっていたとする Crook は文学作品と法史料から「遺言を残さず死ぬことへの怖れ」がのローマ人の間に広く共有されていたことを示した。また近年 Stern は上の 2 人が扱わなかった史料を検討し、遺言作成は上層に限定されないとしている。J. A. Crook, 'Intestacy in Roman Society', *Proceedings of the Cambridge Philological Society* NS19 (1973), 38-44; D. Daube, 'The Preponderance of Intestacy at Rome', *Tulane Law Review* 30 (1965), 253ff.; Y. Stern, 'The Testamentary Phenomenon in Ancient Rome', *Historia* 49 (2000), 413-428.

³⁴ 18 歳を最年少として 25 歳以下で遺言を残した記録が多数確認されている。当時のローマ男性市民の大部分が既に父親を亡くし家父長であり財産の所有者であったことから、ローマの男性市民は成人するかまたは成人して *sui iuris* となりかつ遺すべき財を所有するならば、遺言を残すことが期待されたと考えられる。Champlin, op. cit., 62-63.

³⁵ [Petron.] *Sat.* 71.

³⁶ Mart. 2.26.

³⁷ K. Hopkins, *Death and Renewal*, Cambridge, 1983, 240-241.

³⁸ 註 32 参照。

³⁹ E.g. Cic. *Verr.* 2.1.42. 不倫遺言とその取り消し訴訟については船田、前掲書、332~337 頁。

⁴⁰ M. Corbier, 'Les comportements familiaux de l'aristocratie romaine', in J. Andreau and H. Brühns (eds.), *Parenté et stratégies dans l'antiquité romaine*, Rome, 1990, 239ff.

⁴¹ Cic. *Pro Mil.* 95.

⁴² Saller のコンピューターシュミレーションによると、子供が 15 歳の時点で生存していた父親は 54%、20 歳で 41%、25 歳で 30% であった。相続可能となる年齢は男性市民の成人年齢である 14 歳（女性は 12 歳）から 25 歳の間であったとする。Saller, op. cit., 36-37. 父親の生存率の低さは、夫と妻の年齢差に起因する。上層市民では初婚年齢が女性は 10 代の始めから半ばであったのに対し、男性は通常 20 代の後半であったためである。R. P. Saller, *Patriarchy, Property and Death in the Roman Family*, Cambridge, 1994, 25-41.

⁴³ 死亡率が高い社会において確実に後継者を残す方法は出産の回数を増やすこと以外にない。しかしローマの上層市民の間では相続財産の細分化を嫌ってか子供を多く産まない傾向があった。Corbier, op. cit., 229ff.

⁴⁴ 女性が非常に若くして結婚・出産することも妊娠の失敗につながった。E.g. Plin. *Ep.* 8.10.

⁴⁵ K. R. Bradley, 'Dislocation in the Roman Family', *Historical Reflections* 14 (1987), 33-62.

⁴⁶ たとえば、T. Pinnius は子供の後見人として M. Tullius Cicero を第 2 相続人に指名した (Cic. *Fam.* 13.61)。

⁴⁷ Wallace-Hadrill, op. cit., 73-76.

⁴⁸ Dio. 55.24-25.

⁴⁹ 註 24 参照。

⁵⁰ Champlin, op. cit., 142.

⁵¹ Champlin, op. cit., 133-136.

⁵² Champlin, op. cit., 131ff.

⁵³ 遺贈の形態については Champlin, op. cit., 147-150. を参照した。

⁵⁴ Champlin, op. cit., 147-148.

⁵⁵ CIL 6.10229.

⁵⁶ Champlin, op. cit., 148.

⁵⁷ 例えばブリニウスは自分とタキトゥスが同じくらい親しい友人から同程度の遺贈を受けたと手紙に書いている (Plin. *Ep.* 7.20.6)。

⁵⁸ 元老院議員には特に厳しい規定が設けられていることから、彼らは婚姻法規定が第一に対象としたと考えられる。E.g. *D* 23.2.44.

⁵⁹ 表の作成にあたっては以下を利用した。I. Shatzman, *Senatorial Wealth and Roman Politics*, Bruxelles, 1975, 288-439; A. Pauly, G. Wissowa, and W. Kroll (eds.), *Real-Encyclopädie der klassischen Altertumswissenschaft*, Stuttgart, 1894-1980.

⁶⁰ R. P. Saller, *Patriarchy, Property and Death in the Roman Family*, Cambridge, 1994, 25-41.

⁶¹ E.g. Plin. *Ep.* 8.10-11.

⁶² Hopkins, op. cit., 74-78.

⁶³ Dio 56.10.

⁶⁴ Treggiani, op. cit., 8.

⁶⁵ パピウス法は富裕な解放奴隸（男）と主人の関係について、解放奴隸が 3 人の子供 (liberi に限る)を持たない限り、主人は解放奴隸の財産の相続を主張できるとした。子供が 2 人の時は 3 分の 1、1 人の時は 2 分の 1 が主人のものとなった (Gai. 3.42; D. 37.14.10-11, 17)。

⁶⁶ R. J. A. Talbert, 'The Senate and Senatorial and Equestrian Posts', *Cambridge Ancient History 10*, 1996, 324-337.

⁶⁷ 註 16 参照。